

損害賠償の額を定め、和解することについて

下記のとおり事故による損害賠償の額を定めること及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 相 手 方 埼玉県川口市在住 男性

2 事故の概要 蕨市立中央小学校敷地内のつる性植物が、隣接する敷地に侵食し、相手方が所有する共同住宅の壁面に強く付着した結果、塗装面に損傷を与えていたことが令和6年4月13日に判明したものである。

3 損害賠償額 金413,380円

令和6年9月27日提出

蕨 市 長 賴 高 英 雄